

広島県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	辞退年月日
楠外科医院	呉市本町三十一	平成十九年三月三日
野村整形外科医院	呉市海岸三丁目一五―一八	平成十九年二月六日